

平成26年度 社会福祉法人幸楽会事業計画

平成26年度は、社会福祉法人として経営の透明性を担保する事を目的として、情報開示方法を検討します。また、職員が安心して就業できる環境を整え、専門性の研鑽、多様な職域での経験を確保していく事を目的として平成26年10月1日付で人事異動を実施します。財務面では前年度に移行した新会計基準下における管理状況を確認するため、外部監査の実施を予定します。

法人運営の基本理念を念頭に、所有している各事業所の諸機能を解放することで、地域にお住いの高齢者は勿論、多くの地域での開放を心掛け、より質の高いサービス提供に努めます。

1. 基本理念

介護保険法令等の関係法令、社会福祉法人幸楽会定款、その他諸規定や老人倫理要綱及び老人福祉法第2条（老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活が保障されるものとする。）の理念を遵守し、常に法人の設備・機能改善・解放、さらには接遇の質向上に努め、業務を遂行するものとする。

《基本理念》

- 一. 利用者の権利と尊厳を最優先します
- 一. 一人ひとり人権や人間性を尊重します
- 一. 利用者と家族を継続的に支援します
- 一. 法人の人的・物的機能を地域に開放します
- 一. 低所得者・社会的援護を要する人に支援します
- 一. 法令遵守を念頭に活動します

2. 中期目標への取り組み 平成24年～26年

項目	内容
既存事業の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 将来への目標と働きやすさが同居した環境の整備・ 事業所内及び事業所間の連携手法の確認・ スタッフ間の牽制機能の強化・ 年度反省（総括）と事業計画策定手法の徹底・ 自己申告による人事異動の実施（平成26年10月1日付）・ ホームページの作成（情報開示）・ 各事業に必要なとする機器及び車両の補充・ 入所施設における記録業務の省力化
事業展開への模索	<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設での暮らしの在り方の再検討・ 通所介護事業所の有効活用と将来展望の構築 ～28年・ 訪問介護ステーションの事業展開方向の検討 （介護保険外サービスへの取り組み）・ 新会計基準への移行状況の確認（外部監査の受け入れ）

2. 具体的な施策

平成26年度 事業展開に関する方向性を次のとおり策定します。

サービス目標	課 題	対 応 内 容
利用者本位のサービス実践について	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに即したケアプランに基づいたサービス提供 苦情受付から解決フローに基づいた対応と事後検証 感染予防の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 「気づきの検証」「実践後の評価方法の確立」 「生活歴や環境に基づく主観」への理解と協調 専門性に基づく予防管理の徹底
地域社会との協働と貢献	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の徹底 研修生の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施による機能強化及び地元救援隊との連携促進 消防機関との連携 各種研修の受け入れ 家族等への介護知識の普及 地域行事へのスタッフ派遣
専門性を活かせる喜びある職場	<ul style="list-style-type: none"> スタッフの確保 職員資質の向上及び自己啓発 正規職員への登用 	<ul style="list-style-type: none"> サービス量に応じたスタッフ体制の確認、整備及び育成 福利厚生への促進 職務結果に応じた自己申告制度への取り組み 正規職員登用制度の再確認
安定的経営基盤の確保	<ul style="list-style-type: none"> 収入の確保 支出の削減 事業所規模の再検討 外部監査の実施 法人ホームページの開設 	<ul style="list-style-type: none"> サービス量の促進による安定した収入の確保 各種助成金への申請 具体的支出のバランス確認 運営基金の確保 運営リスクの確認と合理的な展開への転換方法の模索 新会計基準下における財務管理状況の確認 法人の運営状況の開示、透明性の確保

3. 理事会、評議員会及び監事監査の実施

法人の適正な運営、役職員一体となった運営を目指し、下記のとおり開催します。

- | | | |
|-------------|-----|-----------------------------------|
| (1) 理事会の開催 | 5月 | 前年度の事業報告、決算報告、その他に決議が必要な事項 |
| | 12月 | 補正予算、評議員の選任、その他に決議が必要な事項 |
| | 3月 | 新年度事業計画及び予算、その他に決議が必要な事項 |
| (2) 評議員会の開催 | 5月 | 前年度の事業報告、決算報告、その他に決議が必要な事項 |
| | 12月 | 補正予算、その他に決議が必要な事項 |
| | 3月 | 新年度事業計画及び予算、その他に決議が必要な事項 |
| (2) 監事監査の開催 | 5月 | 法人の運営状況、各事業所の財務、サービス状況について内部監査の実施 |

※ 上記の他、協議、決議が必要な事項がある場合は、理事長の招集によって各会を開催する。